

第1回「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（案）」改正検討会 ご意見の対応状況について

参考資料3

No.	ご意見・ご質問の内容	対応状況
資料1-2 設置趣旨について		
1	20万人未満の中小規模自治体における導入に主眼を置いた記載になっているが、20万人以上の規模の自治体についても念頭において改正すべきではないか。	1.2.1本文において、記載しました。
2	町村など中小規模自治体と大規模自治体では、取り組むイメージなどが異なるため、検討および改正するガイドラインの記載上も工夫してほしい。	1.2.1本文において、規模や経験の有無による活用方法を記載しました。 全体を通して、大規模自治体等を想定した複雑な点についてはコラムを設けて記載しました。
資料2-1 改正の経緯・方向性について		
1	現ガイドラインの構成や内容に縛られない大規模な改正を期待するとともに、それに合わせた検討スケジュールとするのが望ましい。	ご指摘を踏まえ、実施スケジュールを変更いたしました。
2	現ガイドラインは用語や内容が難しすぎて使いづらいイメージなので、図表を多用した分かりやすいものにすべき。	ガイドライン本文全体を通じて簡潔になるよう留意しました。
3	3ページに記載があるPPP/PFI手法の図について、業務範囲を示してしまうとその範囲を限定してしまう恐れがある。	ご意見を踏まえ、同図表については本文に用いないことといたしました。
4	民間企業における人材確保の問題もあり、PPP/PFIを進めることが本当に持続性確保に資するののかについては、留意すべき事項と考えられる。	1.2.2本文に左記の趣旨を記載しました。
5	PPP/PFIに関する調査を行うと導入しなければならなくなると思う自治体もあるので、将来に関して不安があれば、本ガイドラインを用いて自治体に合った手法が何なのかを確認・会話するツールに出来たら良い。	3.1.1(1)①課題の可視化のコラムにおいて記載しました
6	下水道の官民連携相談窓口（げすいの窓口）に寄せられた相談、質問についても反映すべきものがあれば取り入れてほしい。	3.1.1(2)①図表3-8に検討体制を、3.1.1(2)④図表3-11に国の支援を記載しました
資料2-2 「PPP/PFI手法選択ガイドライン」構成の見直しについて		
1	自治体が認識している課題に対して解となる手法を見た目にも分かり易く提示し、また、課題認識に対してどの手法で解決に導いたかの事例も併せて記載すると良いのではないか。	1.5として手法の選択のイメージの項目を追加し、本文及び図表により課題から解決策を選択するイメージが湧くよう記載しました。
2	小規模な自治体でも使いやすいように、自治体が自ら組織や事業を自己診断できるようなステップを組み込むべき。	3.1.1ステップ0を記載しました
3	民間企業にただ業務を委ねてしまい、モニタリングするだけとなると職員のモチベーションが上がらない。官民での議論や共同での調査などモチベーションを高められる仕組み（ステップ）があると良い。	3.1.3(1)①記載上の留意点に記載しました
4	手法を選択するときの視点を示すべき。実態としては、人員（組織体制）や地元企業の参画、技術継承などで決まってくるケースが多いのではないか。	3.1.2(2)において、手法を選択するための視点となる課題の抽出方法について記載をしております。
5	民間企業が応札しないと事業が成り立たないので、民間の意見等も反映されるような改正を希望する。	改正案については、これまで本省に寄せられた意見も考慮の上作成しました。また、別途、民間からの意見募集も行う予定です
6	維持管理の手法を大きく変える場合は、自治体内部や議会などへの説明も必要となる。なぜ、導入する必要があるのか整理しやすくなるように留意してほしい。	3.1.1ステップ0において、課題整理～検討準備として実施する事項を記載しました。また、3.1.5ステップ4に意思決定の内容と準備する資料を記載しました。
資料2-3 下水道事業の課題とPPP/PFIへの期待について		

No.	ご意見・ご質問の内容	対応状況
1	低炭素や広域化は重要なポイントであるため、例えば、技術提案項目に組み込むなど実現に資する方策についても踏まえたものにすべきではないか。	2.2.10.(2)において仕様・評価項目に入れることで提案につながった事例があることを明記しました。
2	小規模自治体はリソースが限られている面もあるため、広域的な検討のために都道府県のバックアップも期待し、広域化とPPP/PFIを組み合わせる検討が必要ではないか。	2.2.10.(2)において秋田県の事例を引き、「広域地方公共団体として主導的役割を担いながら」という文言を挿入し、都道府県が果たす役割を明記しました。
3	広域化・共同化により機能が集中すると、災害時の影響が大きくなる点に留意する必要がある。	2.2.10.(1)の第2段落（ただし～）においてリスクがあることを明記しました。
4	民間が積極的に新技術の提案を行う動機づけになるような要素や仕組みが必要ではないか。	2.2.10.(2)において仕様・評価項目に入れることで競争的な提案につながった事例があることを明記しました。
5	自己分析で課題を認識し、その課題をどの手段で解決できるのか、その手段をどのように実現していくのか、検討の幅を広げていけるガイドラインとしてほしい。	3.1.1ステップ0において、地方公共団体が自己診断を行うためのステップにを記載しました。